

トーマス・ベイティ博士没後 50 年記念セミナー

「トーマス・ベイティ博士の業績とその再評価」

トーマス・ベイティ博士没後 50 年記念セミナー
「トーマス・ベイティ博士の業績とその再評価」

(非売品)

2004 年 7 月 31 日

トーマス・ベイティ博士没後 50 年記念セミナー実行委員会 発行

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1

上智大学法学部 村瀬信也研究室内

ベイティ・セミナー事務局

電話：03-3238-3251

電子メール：batyseminar@yahoo.co.jp

この報告書は東京倶楽部の助成により刊行されました

トーマス・ベイティ博士没後 50 年記念セミナー

「トーマス・ベイティ博士の業績とその再評価」

東京大学 山上会館

2004 年 4 月

まえがき

トーマス・ベイティ博士 (Dr. Thomas Baty 一八六九・一九五四) は、英国の著名な国際法学者でした。博士は一九一六年に日本政府の要請で外務省の法律顧問に就任し、戦争の始まる一九四一年までこれを務めました。戦後、母国イギリスは、戦前における日本政府への協力を理由として博士に対する旅券発給を拒否したため、博士は帰国の希望も叶えられませんでした。祖国からは「反逆者」としての汚名をきせられたまま、一九五四年二月九日、失意のうちに千葉・一宮の寓居で死去しました。本年はそれから五〇年になります。(村瀬信也「トワイライトの向こうに―悲劇の国際法学者トーマス・ベイティ」『外交フォーラム』一七七号(二〇〇三年四月)、一七八号(二〇〇三年五月)、一七九号(二〇〇三年六月))

二〇〇一年四月、オックスフォード大学のヴォーン・ロウ (Vaughan Lowe) 教授と話していたとき、ベイティ博士のことが話題になり、その業績を再評価すべきだということで、意気投合しました。ベイティは、当時支配的だった大國によ

る覇権主義的な国際法の適用に痛烈な批判を投げかけており、英国の学界では異端的な存在でした。また彼は、アイリントン・クライド (Irene Clyde) という女流作家の筆名で論評や小説を書き、フェミニズムの視点で国際法学の再構築を試みた最初の学者でもありました。国際法協会 (International Law Association) という学会の日本支部は一九二〇年に創設されましたが、これはベイティ博士の呼びかけによるものでした。

ベイティ博士は、日本政府の法律顧問としての職責を、忠実に、誠心誠意を尽くして、務めました。満州事変後、リットン調査団の報告書を徹底的に批判したことで、祖国の友人たちの多くは、彼から離れていったようであります。一九四一年、日英関係が険悪化する中で、日本在住の英国人は、大使館の勧告に従い帰国したが、ベイティ博士は「私の場合、帰国するということは、平和への希望をすべて捨て去ることである」として、そのまま日本にとどまりました。彼は、戦争が始まると、祖国への忠誠から日本外務省との関係を絶って「けじめ」をつけていました。戦時中に彼が書いた論評は、たしかに連合国に対する批判と皮肉に満ちたものではありましたが、いずれも個人の資格での意見表明であり、その内容も「反逆」といわれるほどのものでは全くありませんでした。英国内でも、博士に対する戦後の英政府の仕打ちは「残酷で

「不正」なものであったという意見が強くなってきましたが、名誉回復には至っていません。

日本のために粉骨砕身したベイティ博士でしたが、戦時中は軍部や警察から「敵性外国人」ということで様々な嫌がらせを受けました。そのため彼は、妹のアンとともに、日光・中禅寺湖畔の夏の家に疎開しました。中禅寺湖の冬は、燃料不足もあってとくに厳しく、金谷ホテルの主人が親切に面倒を見てくれたとのことですが、一九四五年一月にアンが他界すると、全く孤独の身となりました。曾野綾子さんの小説「海の御墓」（一九五四年）は、晩年のベイティ博士をモデルとした感動的な物語です。

終戦後のベイティの生活は、多くの日本人と同様に辛酸をさわめたが、老いてもなお国際法の研究をやめることはありませんでした。最後の数年間は、遺稿となる『黄昏の国際法』(International Law in Twilight, Maruzen, 1954)の執筆に集中し、八五歳で亡くなる直前にその校正を終えたといわれます。同書のはしがきには、外務省の同僚に対し、戦時中にいかなる助言・協力もすることができなかったことを詫言いつつ、感謝の言葉が綴られております。

明治以来、日本外交に大きな貢献をした人々はもとより多数にのぼります。しかし、トーマス・ベイティ博士のように、外国人でありながら、それに全身全霊を捧げ、そのために大きな犠牲を払うことになった人物は、他にいないのではないのでしょうか。

ベイティ博士は、青山墓地に埋葬されています。いわゆる「外人墓地」の区域ではなく、一般の日本人墓地の一角です。彼の墓の左右両側に、母メアリーと妹アンが眠っています。「霞関会」という外務省OBの会の人たちは、毎年、命日に墓参を続けてきたということです。また、子供の頃に何度か博士と会ったことがあるという女性は、お墓の掃除を続けてこられました。ベイティさんのお墓が、こういう人々に見守られてきたことを、私は心から誇りに思っています。

ベイティ博士の没後五〇年を記念して、二〇〇四年四月九日(金)午後、東京大学山上会館で記念セミナーを開催しました。このセミナーのために、社団法人・東京倶楽部から助成を頂くことが出来、心から感謝しています。セミナーは、社団法人・国際法協会日本支部(会長・小田滋前国際司法裁判所裁判官)と社団法人・霞関会(理事長・藤田公郎元オランダ大使)の共催という形で行われました。七〇名を超える

方々がこのセミナーに参集してくださいました。ロウ教授夫妻や、ベイティ家のゴードル氏夫妻(Martin and Ann Gonnell)やそのお嬢様たちも、英国から参加してくださいました。

この報告書はその記録です。ささやかながらも、この記録が、恩人ベイティ博士を想起する機会になればと願っています。セミナーの企画・準備には、外務省関係の多くの方々のお世話になりました。霞関会事務局長の細本孝司氏および国際法協会日本支部庶務副主任の中谷和弘教授には、とくに苦勞をおかけしました。上智大学大学院の国際法専攻の院生諸君は献身的に手助けをしてくださいました。そのほか、お名前を挙げることは差し控えて頂きますが、多くの方々のご好意に支えられて、このセミナーを実現することが出来ました。心から感謝申し上げます。

二〇〇四年七月

上智大学教授 村瀬 信也

まえがき

目次

「外務省法律顧問としてのベイティ博士の業績」

「戦間期の国際法学説史におけるベイティ博士の位置」

「トマス・ベイティ博士（一八六九—一九五四）と国際私法

—ベイティ理論再評価の手懸かりを求めて—

一橋大学名誉教授

「回想」

「玉子のライスカレ」

村瀬 信也

中島 敏次郎

篠原 初枝

畑場 準一

澤田 壽夫

薄井 恭一

i

1

7

16

25

30

トマス・ベイティ博士没後 50 年記念セミナー

「トマス・ベイティ博士の業績とその再評価」

2004 年 4 月 9 日（金） 東京大学山上会館にて

主催：トマス・ベイティ博士没後 50 年記念セミナー実行委員会

共催：国際法協会日本支部、霞関会

（敬省略）

第 1 部

司会 村瀬信也（上智大学教授）

14:00-14:40 報告「20 世紀国際法学におけるトマス・ベイティ博士の位置」

ヴォーン・ロウ Vaughan Lowe（オックスフォード大学教授）

14:40-15:10 報告「外務省法律顧問としてのベイティ博士の業績」

中島敏次郎（元最高裁判所裁判官、元外務省条約局長、
前霞関会評議会会長、国際法協会日本支部副会長）

15:10-15:40 報告「トマス・ベイティ博士の生涯」

マーティン・ゴーンノール Martin Gornall（ベイティ家文書継承者）

（15:40-16:00 休憩）

第 2 部

司会 江藤淳一（上智大学教授）

16:00-16:30 報告「戦間期の国際法学説史におけるベイティ博士の位置」

篠原初枝（早稲田大学教授）

16:30-17:15 回想 澤田壽夫（上智大学名誉教授、国際仲裁裁判所所長）

17:15-17:30 ベイティさんの思い出 薄井恭一

記念レセプション

17:30-19:30 山上会館地階宴会場

挨拶 山田中正（国連国際法委員会委員）

☆ 本セミナーは東京倶楽部の助成を得て開催されています。

☆ 別室（2 階小会議室）にて、ベイティ家所蔵の写真を展示しています。御覧下さいませ。

「外務省法律顧問としての

ベイティ博士の業績」

中島 敏次郎

一、はじめに

ベイティ博士の業績や博士と外務省のかかわり等につきましては、最近では昨年の外交フォーラムや先般の文藝春秋に連載された村瀬教授のご論考、また、古くは一又正雄先生（敵国に殉じた悲劇の法学者）文藝春秋昭和四二年九月号）や内山正熊先生（「トーマス・ベイティ博士の論功」国際法外交雑誌六五巻六号（昭和四二年））をはじめとする数多くの方々のご論考、更には、国際法外交雑誌や霞関會會報、また、「外務省の百年」等の中でも数多く紹介等されておりしますので、皆さま既によくご存知のことかとも考えますし、また後ほど篠原初枝教授が二つの世界大戦間の国際法学説史におけるベイティ博士の学説の意義につき詳細に検討し、紹介されるものと推察致しますが、本日は、ベイティ博士に対する我々外務省関係者の感謝の気持ちを新たにすの意味も込めて、あらためて博士と外務省のかかわりについて若干述べさせていたたくと共に、あわせベイティ博士が国際法に追い求められたもの、この今日的な意義についても一私人として若干私見を述べさせていただきます。

ベイティ博士と雇用契約を取り交わしました。しかしながら、この僅か二年後の一九五四年（昭和二十九年）二月九日、博士は逝去されました。

ベイティ博士は「International Law in Twilight」の献辞に「To all my friends, past and present, of the Gaimusho in gratitude for their constant and indulgent kindness, particularly when war precluded me from rendering them any counsel or co-operation. I venture with many apologies for its shortcomings, to dedicate this book」を述べています。博士にこのように述べて頂いた背景として、当時、博士と外務省員との間に、どのような人間同士としての関わりがあったのか。戦前や、戦中及び戦後の混乱期にあつて、残されている記録は残念ながら非常に限られています。その記録の中から、これまで必ずしも紹介されてこなかったと思われる、幾つかをご紹介したいと考えます。

ベイティ博士は「International Law in Twilight」中に、博士にとつての良き時代への回顧の気持ちで、望郷の念を強く感じる言葉をいくつも残しているように思いますが、その一つに「On the last occasion of a visit to Europe (in 1934) the present writer attended two important

べさせて頂ければと考えます。

二、ベイティ博士と外務省

ご承知のとおり、ベイティ博士は、一九一六年（大正五年）五月二六日、外務省法律顧問に就任され、一九四一年（昭和十六年）十二月の太平洋戦争開戦を機に法律顧問を辞職されました。この戦前の間、博士は、特にパリ講和会議、満州事変、国際連盟脱退、太平洋戦争開戦当時など複雑多難な外交の舞台裏にあつて献身的な努力を傾注され、わが外交史上に顕著な業績を残されましたが、こうした功績に対し、博士には、一九二〇年（大正九年）九月七日に勲三等瑞宝章が、また、一九三六年（昭和十一年）五月二二日に勲二等瑞宝章が、それぞれ授けられました。

その後、博士は、戦時中、また、連合国占領下の戦後の時期も、我が国に留まり続けられ、当時の我が国の状況からやむを得ない面があつたとは言え、誠に忍びえない生活を余儀なくされましたが、一九五一年（昭和二十六年）の「日本国との平和条約」への署名を経て、一九五二年（昭和二十七年）三月三十一日に「外務公務員法」が公布されたのを受け、外務省では、同法公布日の翌日、四月一日に、同法に基づいて再度 meetings...」(註)の記述があります。一九三四年の、博士にとつて最後の欧州訪問に際し、英国の日本大使館と外務本省の間では、次のようなやり取りがなされた記録が残されています。

「昭和九年八月二四日付倫敦（松平大使）発本省（廣田外務大臣）宛電報第455号」

目下賜暇帰國中ノ『ベイティ』博士ヨリ本来ナラバ年末迄三帰任スヘキ管ナルモ出来得レハ明年一月二十一日神戸着ノ照会九ニテ帰任致シ度キ越ニテ本使ノ意見ヲ求メ来リタル処右ニテ差支無キヤ何分ノ儀御回電アリ度シ尚右ハ僅カ一箇月ノ延長ニ過キサレハ強テ御差支無キ限り同博士ノ意向ニ副フ様御詮議相成度シ」

「同月二七日付本省発倫敦宛電報第249号、貴電第四五五号差支ナシ」

また、終戦の一ヶ月程前の一九四五年（昭和二十年）七月五日完結の決裁書に、「栃木県日光町ニ疎開中ノ当省法律顧問『ベイティ』博士トノ定期連絡ニ関スル件」というものが残されていますが、この中では次のように述べられています。

「各年五月以来栃木県日光町ニ疎開中ノ当省法律顧問『ベイティ』

博士トノ事務連絡ニ当リテハ從來大体毎月一回ノ割ニテ其ノ都度高裁ヲ仰キ當課勤務木村夏雄ヲ出張セシ居リタル処時局柄モアリ且ツ又今年一月同博士令妹ノ逝去過般空襲ニ依リ官邸ノ焼失等アリ旁々最近同博士關係ノ事務モ増加シ居リ急速ニ処理スヘキ事項ノ發生モ思料セラルルニ付キ今後ハ毎月一回(事情ニ依リテハ二回、往復一日又ハ二日間ノ予定ヲ以テ同人ヲ定期的ニ「ベ」博士ノ許ニ連絡セシムルコトヲ致度 右仰高裁)

あるいは、戦後の一九五一年(昭和二十六年)六月頃、ベイティ博士からの書簡を受けて、博士を常設仲裁裁判所裁判官に任命することの法的可否について検討したらしき痕跡もあります。博士が出された書簡自体は残念ながら保管されておらず、書簡の宛名も含めてその具体的な内容は不明ではありますが、その際の検討の一部は次のとおりです。

「・・・以上によつて、日本政府がベイティ博士を常設仲裁裁判所裁判官に任命する条約上の権利を有することは明らかとなつた。しかしながら、現実にこの権利を行使するに当つては、連合国軍の占領管理下にある現在の日本の地位を考慮しなければならぬ。SCAPの指令によつて外交権の行使を停止されているわが国としては、このような条約上の権利行使に当つても、当然SCAPの承認を要するものと考える。・・・」

務省に共に職を奉じましたものとしてひとしく景仰するところでありませう。

博士は人となり極めて穩健、高邁な人格と、英国紳士としての矜持をもつて外務大臣の諮問のかたわら、わが外交の転換期において少壮外交官の指導誘掖に努められるとともに、また、国際法学者として、わが法學界にも残された功績多大でありまして、八十才の高令にも拘らず、なお研究と著述に精進せられ、最後の著書『国際法のあけぼの』を完成せられましたことは、今さらにも畏敬の念を強うするものであります。

終戦後は、不幸にして不自由な生活を余儀なくせられました。博士は、わが國を「みなく愛され、余暇をなほしては日本歴史と日本の紋章について探究され、古き日本を愛されるときに、晩年余生を送られました日光、鎌倉、上総一の宮等におきましては、講演の依頼があれば快く出かけ、運動会があればこれに参加して、老若男女の別なくこれに親しまれ、地元住民の敬愛の的となられたのであります。

博士が如何にわが國を親愛されましたかは、彼の米英と開戦の際あえて故國英國に帰らずとみえまつて晩年を過され、母堂ならびに令妹とともにこの國に永眠されたことでも明らかであります。

博士逝いて既に星霜十年、世相は推移し、直接の御指導を仰いだ人々も漸次なくなりまして心淋しき限りであります。わが國のため、その半生を献げられた博士の崇高な精神は、我々の胸の中に

こうした事柄がベイティ博士が献辞において言及して下さった、我々の側からの“constant and indulgent kindness”の一部にあたるのか否か、今となつては確認することは出来ないません。ただ、一九六四年(昭和三十九年)二月九日、外務省と霞閣會との共催で「十周年祭」が執り行われ、この中で、当時の高野藤吉官房長が祭詞を述べさせていただきましたが、この高野官房長の言葉は、ベイティ博士を直接、間接に知る外務省関係者の当時も今も変わらぬ気持ちではないかと思われまゝです。で、ここに改めてご紹介させていただきたいと考えます。(なお、これからご紹介する祭詞につきましては、手元にございませうこのオリジナル原稿によるものであります。)

「外務省法律顧問トーマス・ベイティ博士が歿せられてから早くも十年が経過し、本日は、十周年に相当いたしますので、博士の墓前に十周年祭を執り行い、その遺徳と事績を偲び、追慕の敬意を表する次第であります。

顧みますれば、大正五年來日以來三十有七年にわたつて歴代外務大臣の諮問に応じ、真摯懇々と公正妥當な献言を続けられました。特にパリ講和會議、滿州事變、國際連盟脱退、太平洋戦争開戦当時など複雑多難な外交の舞台裏にあつて献身的努力を傾注せられ、わが外交史上に顕著な業績をのこされましたことは、私も外

脈うち、永しえに受継がれて行くであります。

ここに戦前博士の御指導、知己を辱けした有志一同相集い十年祭を営み御冥福を祈るものであります。

願わくば、博士の靈、われらの追慕の敬意を受け給ひ、安らかに憩いませうことを。

以上蕪辞を連ねて祭詞といたします。

昭和三十九年二月九日

外務大臣官房長 高野藤吉

(注：霞閣會會報「昭和三十九年二月号(No.216)」に掲載された祭詞とは細部で若干異なっている。)

三、ベイティ博士が國際法に追い求めたものとは？

次に、日本外務省の公的立場とは關係なく、國際法の實踐的發展に関心を有する一私人として、ベイティ博士の没後五〇年に当たつて、いささか私的な関心を述べさせていただきます。

トーマス・ベイティ博士が、その最後の著書である“International Law in Twilight”によつて主張された意図、特に“Twilight (薄明り)”といわれるのが dusk (夕暮れ)の直前の薄明のことと、何れ夜の闇を迎えることを意味されたのか、又は dawn (曉)の前の薄明で何れ明るい夜明けを

迎える状態を意味されたのか、その twilight にあるものといわれたのは古典的・伝統的な国際法原則自体なのか、又は、それが適用される国際社会の現状なのか、そしてそのような薄明りと表現されたのは、伝統的・古典的な国際法の有効性、正当性について述べられたもので、その有効性（効力）に揺らぎはないことを主張されたものか、又は二つの世界大戦を経て主権国家が共存する国際社会の有り方が改変を必要とすることを示唆されたのか、そのいずれにしても世界は夜の暗闇に入りつつあり、前途を憂慮されることをいわんとされたのか、又は暁を迎えて前途に明るい希望があると示唆されたものか、私は必ずしも明確に把握しえないのであります。

博士は、この著作の前文で国際法は二つの世界大戦を経て、もその有効性に揺らぎはなかったことを述べておられるところから想像すると、古典的な国際法の原則は第二次世界大戦と国際連合の成立下においても国家の基本的な行動を規律すべき規範たることを期待しておられるもののように考えられます。

ところで、第二次大戦後の世界は、国際連合の成立により様々な分野における国際協力や国際協調等が進展してきたと同時に、大きく変動も致しました。長年にわたる米ソ対立の

冷戦時代は、一九八九年ベルリンの壁の崩壊、ソビエト連邦の崩壊により終末を迎えましたが、その後も、各国の国内での民族間の対立抗争等により国際的な関心を招く紛争が絶えない状況にあります。ユーゴスラビアにおける民族紛争、特にコソボにおける民族浄化 (ethnic cleansing) といわれる事態に対して NATO 軍が空爆によって介入したことは人道主義の思いからは理解されるにしても、古典的国際法下の国内事項不干渉原則との調和の問題を克服することなしに論ずることとは出来ないと考えられます。

更にいわれる、九・一一事件は、国際社会が直面する深刻かつ重大な問題を浮き彫りにしました。世界各地に頻発する国際的テロ活動の脅威と、大量破壊兵器の拡散の可能性、特に国際社会において国家としての責務を果たす意思を持たないような独裁者が支配する諸国家への核兵器の製造、保有能力の拡散の危険性という、国際社会の安定にとつての看過しえない二つの深刻な問題に国際社会は直面しておるのであります。これらに対して国際社会が如何に対処し、国際法が如何に対応すべきか、これらの深刻な脅威に対して国際社会を構成する個別国家は古典的な国際法原則の下で如何に対応することができなのか、また国際連合、特に安保理事会は実効的に紛争解決能力を発揮できるのが現下の国際社会での

重大関心事となっております。イラクのサダム・フセイン政権に対する武力行使を巡っては、安保理常任理事国の間において、あるいは、理事会決議成立のための努力に欠くところがあるとの批判も提起しましたし、あるいは、決議成立に予め拒否権の行使を示唆してその成立の阻止を図ったりする等があつて、国連が真に国際の平和安全の確保に対処すべき本来の機能を十分發揮し得る国際組織であるのかについて深刻な疑問が呈されることになりました。即ち、古典的・伝統的な国際法原則も、平和維持機構としての国際連合も、今世界が直面する最大の問題、即ち国際的テロリズムの脅威の抑圧と大量破壊兵器の拡散の防止に如何に効果的に対処することができるといふ重大な課題に直面しているのが遺憾ながら今日の現実であります。

ベイティ博士がもしなおご存命であつたとすれば、古典的・伝統的な国際法は今なお Twilight の中にあるが、何れは新しい国際社会の問題に対処して国際法原則が如何に変容を図られるべきかについて、その深い学識経験と鋭い観察眼に基づき貴重な提言、示唆を頂くことができたのではないかと想像されます。また、国際連合の機能の強化については、国連のアナン事務総長は、昨年国連総会の一般討論演説において、国連の集団的安全保障の基盤が揺がされ、共通の問題

に対処する集団的対応への信頼が傷つけられたとして、効果的な集団的行動を確保するために必要な改革を勧告すべきハイレベルの委員会の設立を勧告しました。そして、わが国の緒方貞子女史を含む世界の著名な有識者十数名を委員に任命し、この委員会は目下その作業を進めていると理解しております。これは現下の状況に照らして、極めて時宜に適した行動であると信ぜられ、その成果を強く期待するものであります。

以上、日本外務省の公的立場とは関係なく、国際法の実践的發展に関心を有する一私人として、ベイティ博士の没後五〇年に当たって、いささか私的な関心を述べさせて戴きましたが、我が国外務省と学会が一体となり、この困難な時代に国際法秩序形成に積極的に貢献していくことは、ベイティ博士の遺志に沿うものであり、我々がベイティ博士に行える唯一最大の恩返しではなからうかと考えます。

「戦間期の国際法学説史における

ペイティ博士の位置」

篠原 初枝

トーマス・ペイティという国際法学者の存在やその業績を筆者に初めて教えてくれたのは、ペイティと同時代に活躍したラインシュ (Paul Reinsch) ライト (Quincy Wright) ボーチャード (Edwin Borchard) のアメリカ国際法学者であつた。ペイティの名前は、彼らの著作や論文で言及されており、ペイティは批判あるいは賛同の対象となつていた。この小論は、ペイティの戦間期国際法学における位置づけを、アメリカの学者との関係から探るものである。ペイティが、一方では批判の対象となり、また他方では賞賛されたという事実は、当時のアメリカ国際法学の状況をまざまざと反映するものであつた。20世紀初頭から、たとえば、ラインシュのような学者が既存の国際法学のあり方に疑問を呈し始めた。このような批判は、第一次世界大戦後広まり、若い世代の国際法学者 (ライトなど) が、国際法の改革を主張し始めたのだつた。改革派は、国際法が第一次世界大戦の勃発を防げなかつたことで、その失敗が明らかだと主張したのに対し、伝統的な見解を重視した学者もいた。第一次世界大戦後、国際法の将来をめぐって、アメリカ国際法学者は論争を繰り広げ、

この論争は戦間期を通じて続いた。

この論争において、ペイティは伝統派として活発な論陣を展開し、「新しい」国際法に対する反対派としての地位を確立していった。

ラインシュの批判

ラインシュは正確には国際法学者ではないが、紛争の平和的解決をめざすことから仲裁裁判に興味を持っていた。また国際社会の制度的統合が進むと予見し、「国家主権はしだいに衰退の途をたどる」とも記していた。ラインシュにとって、国際法のひとつの重要な機能は、「共同体の利益」を守ることであつた。一九世紀はナショナリズムの時代であつたが、二〇世紀には、世界で国際主義が広まることで国家間のつながりが深まり、相互依存の時代が到来しつつあると感じ、特に、万国郵便連合などの国際行政連合に、ラインシュは注目した。国際主義の高まりを感じたラインシュは、さらに法の整備や制度的な基盤で国際主義が強められるべきだと主張したのである。

二〇世紀最初にペイティも国際関係に変化が生じつつあることは認めており、一九〇九年に出版された著作『国際法』の序文で、一九〇七年のハーグ会議以来、十九世紀的な国際法の概念が修正されなければならないというのが徐々に明確

になりつつある。独立に対抗する概念として相互依存が表れてきた」と論じている。しかし、国際主義の進展によって、国際法に抜本的な変化が必要だとは考えていなかった。ペイティは領土国家の概念を重んじ、「国家の領土の絶対的神聖が現在のシステムの真髄である」と論じている。

ペイティには国家を越えたところに存在する国際社会という概念は希薄である。国際私法の統一が可能だとしたある学者についての論評で、ペイティは「浅薄な万国民主義に流されて個々の国家が個室に住んでいることを忘れている」と書いている。このような言明は、国家主権が徐々に制限されていくと主張したラインシュとは対照的である。世界は徐々に統合や相互依存が進んでいくとラインシュは感じたのに対し、ペイティは、国際関係において国家は別個の存在であるといういわば個室国家論を展開した。ペイティは比喩にたけており、この個室に住む国家という描写も、ペイティ独特の国家観を端的に表していると思われる。

ラインシュは、ペイティの前述の著書『国際法』の書評を書いている。最初にその内容を要約し、「大部分としては、国際的な司法制度の創設や、国家の領土に条約上の権利に保護された外国人が入ってくることによつてもたらされる、国家の主権への侵入を国家がいかに防御するか」が主題であると書いている。ペイティは仲裁裁判を恒常的なものとし、裁判

官を常設化することに反対であると、ラインシュは指摘する。

「裁判に勝つことだけを考える狡猾な弁護人が国際問題に法律的な側面を持ち出し、国際問題の議論に裁判所の雰囲気を作り出すことを、著者は恐れている」と書いている。ラインシュによれば、ペイティは紛争解決の「プロセスを通常化する利点を見逃している」ともいう。ペイティの「柔軟な仲裁裁判は法律家の専横から国家を救う」という文章を引用し、ラインシュは、「全体を通して、彼は国際的な制度が硬直したものなることに反対する」と書いている。書評の最後の部分で、ラインシュはペイティが「現在の国際主義のさまざまな様相」について論じた部分を取りあげる。ペイティが国際関係における組織の将来性に消極的なことをラインシュは批判し、ペイティが国際行政連合に代表されるような新しい国際関係の流れに「いかなる学問的な興味をも示していない」と書いている。

ペイティの議論が際立つた対象をなしていることが余程印象深かつたのか、ラインシュは他の論文の中でもペイティを名指しして、自分とは異なる学説を有する者と例示している。「国際仲裁裁判における合法性の概念」と題された論文において、ラインシュは合法性の概念は個々の国家ではなく国際機関によつて決定されるべきだと論じたが、そのような考え方に反対の学者もいることを指摘する。「多くの学者、その中

ではベイティの名前が挙げられるが、彼等は国際仲裁裁判に合法性の概念を適用することには反対である。それは、国家の柔軟なあり方を法的思考の厳格な基準に従わせることになるからである」と記している。

ラインシュが、ベイティの著作を著評し、自らの論文にベイティの名前をあげた一九一一年当時、彼はウィスコンシン大学に属する教員であり、他方ベイティはイギリスの国際法学者に過ぎなかった。しかし、数年後にはこの両者が東アジア、中国と日本に深く関わり、その地に滞在することになるのは興味深い。ラインシュは、ウィルソン政権下アメリカの中国公使となり、ベイティは日本の外務省顧問となるのである。それぞれが中国と日本の外交政策に関与することになるのであった。

ボーチャードとの親交

第一次世界大戦後、伝統派と改革派の論争はより明確なものとなっていた。論争では多くの問題が議論されたが、その中のひとつが、戦時国際法をめぐるものであった。第一次世界大戦中から、国際法学者は戦時国際法に疑問を呈していたが、この傾向は戦後いっそう強まりをみせており、「学者や政治家が戦時国際法に拘泥することが国際法進歩の阻害要因である」という意見さえ出されていた。

戦時国際法の批判者は、戦時国際法の維持は結果として戦争の合法性を認めるものだととして、国際法の中心は、平時国際法に移るべきだと唱えていた。戦時国際法は全く無意味であり、国際法の教科書から抹消すべきだという極論を唱える者もいたほどであった。

しかし、戦時国際法に対する否定的見解が広まっていくことを懸念し、戦時国際法の擁護に回った学者もあり、その代表がイニール・ロースクルのボーチャードであった。ボーチャードは一九二五年の第二回国際法および関連科目教育者会議において、国際法の新しい流れに反対の意見があることに注意を喚起した。その代表として、この会議で言及したのが、ベイティの「国際法における危険な兆候」と題された論文であった。ベイティはこの論文の中で、現在起きているような国際法への攻撃は決して目新しいものではなく、ナポレオン戦争の後でも同じように、国際法への否定的考え方が唱えられていたと論じている。また、ベイティは、交戦国と中立国の区別は決して軽視すべきではないという考え方の持ち主であり、戦時国際法の体系を維持することが重要だとも記していた。このようなベイティの議論に触れて、ボーチャードは自分の主張を展開し、戦争を完全に廃絶することは不可能だとも語った。「我々の世代が、次の世代に戦争が起こることはまちがいないであろう」から、「戦時国際法の重要性を

軽視することは間違っている」とはつきり発言している。

一九三〇年代半ば頃から、ベイティとボーチャードは頻繁に書簡を交わすようになっていた。ボーチャードはベイティに心酔したともとれる態度をみせており、「貴殿がお書きになるすべてのことは意義の深いことであり、また私はそれを貴重なものと考えます。我々はあなたのお考えを世界にひろめるための手段をとりましょう」とまで記している。また、「一九二五年の前述の論文について、貴殿の『イニール法律雑誌』三月号の論稿は国務省にいる私の友人の間にも好意的に受け取られました」と書き送っている。さらに、ボーチャードは伝統派を擁護し改革派を批判する決意を明確にベイティに告げており、「批判するという行為は必ずしも楽しいものではないかもしれません。しかし、私ができることは限られており、また批判しようという数少ない者の見解かもしれないが、このような批判は、現在国際法に貢献できる最も有意義なことかもしれないかもしれません」とも書いている。他方、ベイティからも長い手紙がボーチャード宛に送られた。たとえば、一九二四年七月二〇日付けの手紙は、八頁にわたり、日光という発信地から避暑中に書かれたものと思われる。ベイティとボーチャードは、国際法上の議論についてお互い立場が一致する立場を認めており、たとえば、ベイティは「私が主張する立場を非常に近い貴殿から、このように長く興味深いお手

紙をいただき私は喜んでおります」と書いている。ボーチャードとベイティは、お互い手を携えて伝統派の論陣を張ったのである。

一九三一年、ベイティは改革派と伝統派の論争にこれまで以上に明確な形で参加したが、この論争の場はしかも『アメリカ国際法雑誌』誌上であった。論争の主題は戦時中立国の権利にかんするものであり、議論の発端はボーチャードの弟子であるニューヨーク大学トリムブルの論文であった。この論文でトリムブルは、イギリスは第一次世界大戦中ロンドン宣言に違反したと批判した。一年後、イリノイ大学のガーナーがトリムブルに反論し、ロンドン宣言は未発効にすぎず、トリムブルは十九世紀の法律家によって指示されている解釈に依拠し、「状況が大きく変化した」ことを考慮にいれていないと批判した。ガーナーの論文に目を通した後、ボーチャードは『アメリカ国際法雑誌』の編集委員長であったフィンチにガーナーに再反論したいと告げているが、結局反論したのはボーチャードではなく、ベイティであった。

ベイティは国際法学者の中には、交戦国志向の者と平和志向のものがいるとし、ガーナーは交戦国志向だとする。なぜならば、ガーナーの議論は交戦国の権利を拡大するからである。交戦国と中立国の区分を廃止することで、戦争志向の法律家は中立という制度が有する平和も否定する。ベイティ

は戦時に中立を維持しようとする国に法的保護を与えることが必要なのだと論じ、中立制度が揺らいで行くことを懸念する。「平和をのぞむ中立国は世界から尊敬と簡単を受ける機会が少なくなっていく」と懸念している。そして、ペイティはガーナーが国際法における変化を過大視しすぎていると批判し、国際法は変化によって安易に改正されるべきものではなく、むしろ国際法における変化は判例の確立によってなされるべきだと主張した^{二二}。

変化に対するこのようなペイティの消極的な態度は、一九三〇年の『国際法の基準』にも表れている。この序文において、彼は同書のことを「国際法が対立する意見やジュネーブからの押し付けられた指令で混乱しないように、一般原則を再確認すること」だとする。ペイティは、国際法が安易に変化されることで、法としての基礎が揺らぐと懸念していた。さらに第二次世界大戦後の変化についても、「誰もこの変化の理由を明確にしていない」のであり、また、「よく調べてみれば、旧規則が現在の状況に当てはまることがわかるだろう」と記している。もし変化が安易に認められるようになれば、国際法はある特定の国家の利害を反映するものになるであろうと論じた^{二三}。

満州事変が勃発してしばらくの後、ペイティはボーチャードに興味深い手紙を書いている。いわゆる、スティムソン宣

言への日本政府回答については、「私の知る限りでは何の熟慮もなく書かれたことを私は保証する」と書いており、日本政府内の事情と思われるようなことも書き記している。また、ペイティは、リットン報告書に対する日本政府の意見書作成を補助する立場にあったが、連盟への否定的見解を率直にボーチャードに披露し、「連盟については最初から貴殿と同じように疑問を抱いていた」と書いた。そして、「現在の国際関係における困難な状況の根源は大国における現実主義の欠如」にあると指摘し、中国が統一されているという認識は非現実的見方だと論じる。さらに、日中関係については中国側の責任を挙げ、「中国が不戦条約を遵守していたならば、満州事変も上海事変もなかったであろう」と記している^{二四}。

ペイティからの多くの書簡は読みにくい手書きのままで残されている中で、ボーチャードはこの手紙をわざわざタイプ書きに清書し直しており、これは、ボーチャードがこの書簡を重視し知人に送ったものと、筆者は考える。

一九三二年を通じて、ペイティは改革派のシカゴ大学教授、ライトとも書簡を交わしているが、この両者の見解は、中国政府の正当性、日本政府と自衛についてなど、意見の相違がみられるものであった^{二五}。

一九三〇年代後半にも、ペイティとボーチャードとの交信は、それ以前ほど密接ではないようだが続いていた。一九三

八年には、ボーチャードはペイティが葉書で送った中立についての意見を、ムーアに送っている^{二六}。また、日本との戦争を間近に控えた一九四一年一月にも、国務省法律顧問であったハックフォースは、「一月一日付けの貴殿の書信に同封されたペイティ博士のコメントは興味深い」とボーチャードに礼状をしたためている^{二七}。

モーゲンソーの言及

一九三〇年代後半になっても、改革派と伝統派の論争は続き、ライトらの熱心な改革派は自らの立場に疑問を有してはいなかったが、アジアやヨーロッパでの戦争によって、新国際法学への声高な批判が目立つようになったことも事実である。こういった状況で、戦間期を通じて新しい国際法学に一貫して批判をおこなってきたペイティも批判を再燃させた。今回特にペイティが批判したのは、「承認」、「戦争」といった法律上の概念を規定し操作することであった。ペイティは戦争状態が現実存在しているのに、承認という法律概念を持ち出し議論することの無意味を指摘した。満州国という国家が現実他国との関係をもって存在しているとしたら、法的承認の意味はどこにあるのかと問い掛ける。同様に、ある国が他国の領土を武力で攻撃したとするならば、侵略国の側に戦争を起こす意図があったかどうかに関係なく戦争が存在

するのであり、一部の国際法学者が違法な戦争という概念を持ち出したために法的関係が混乱しているとペイティは嘆く。ペイティは特に不戦条約を「戦争」という名前を廃止し、そのかわりに国際紛争に関する議論の全体を変質させた^{二八}として非難する^{二九}。

一九三〇年代後半になるとペイティやボーチャードに加えて、さらに若い世代が新しい国際法学を批判する動きを見せており、中でも国際法に対する包括的な批判をおこなったのがモーゲンソーである。モーゲンソーは、戦後国際関係論における現実主義者の代表として名を馳せ、名著といわれる『国際政治』を著わした。モーゲンソーは、第一次世界大戦後の国際法学が形式的、制度的すぎると批判した。特に、国際法学の失敗の一人因は「国際法において現実には有効な規範と有効に見えるだけの規則」を区別する基準を作り出してこなかったことだとする。新国際法を唱える者が法律上のものとしてきた規則の内いくつかは「法的規則」と主張されているものの「あるいは「推定」にすぎないと論じる。モーゲンソーは連盟規約についても「有効な国際法」かどうか疑問が残ると評し、不戦条約や「侵略」「承認」といった新しい概念規定は推定の域を脱するものではないとする。モーゲンソーの主張は多くの点でペイティに賛同するものであり、事実、モーゲンソーは「この問題（どの規則や概念が法的に有効なもの

モーゲンソーのベイティへの論及は簡単なものであるが、ベイティの議論と現実主義との接点を我々に考えさせてくれるという点では、その意義はきわめて深い。もし、ベイティの議論が、現実主義の視点から妥当性があるとすれば、そして、現実主義という思想形態が国際関係において長く命脈を保っていることを考えるならば、ベイティの思想自体も、過去だけを向いていた伝統派としてだけとらえるのではなく、ベイティの思想的な遺産を広い文脈から考える必要もあるのではないであろうか。事実、戦間期の国際法学のあり方を一部批判し、現実主義の古典ともいわれることになるカーの『危機の二十年』（一九三九年）に、ポーチャードは深い感銘を受けたのであった。

戦間期の国際法をめぐる論争においてベイティの立場は明確である。彼は伝統派に属していただけではなく、それ以上の存在であり、伝統派が改革派と論争して行く上で、重要な欠くべからざる存在であつた。アメリカ伝統派の代表、ポーチャードやムーアにとつて、ベイティの存在は、彼が提供

「この論争の全容は、篠原『戦争の法から平和の法へ』戦間期のアメリカ国際法学者」（東京大学出版会、二〇〇三年）参照。改革派（reformers）、伝統派（traditionalists）という名称は、当時、国際法学者が時折使っていたものである。必ずしも広く使われていた名称ではないが、当時の状況をよく表していると思われ、筆者はそれを借りて一般的な分析枠組に使用した。

- した議論やその地位から有難いものであった。ベイツは、単に彼らに利用されていたのではなく、ポーチャードはベイツの学問を心から尊敬していたし、一般的にも、ベイツの論考は広く読まれており、当時学者として尊敬されていたといえる。戦間期の論争において、たとえば、ポリティス(Nicolas Politis)やラウターバクト(H. Lauterpacht)が時として、改革派の立場から参加することもあったが、ベイツは、イギリスで生まれ、日本に滞在したベイツは戦間期のアメリカ国際法学界にも学問的足跡を残したのであった。
- ベイツは多くの点で新国際法学に反対した。戦時国際法という法体系は維持すべきであり、不戦条約や戦争の違法化は危険性が大きい、連盟には疑問を持ち、集団安全保障ではなく伝統的な中立を維持すべきあり、侵略や不承認は推定であるといった主張である。このようなベイツの主張は、当時の国際関係の機運を読み取れなかったからだと解釈もできる。現在の視点から見れば、多くのベイツの主張がもはや妥当性を失ったことは確かである。しかし、他方、改革派が望んだような世界は実現されておらず、改革派の法的議論も完全無欠ではなく、現実的には困難も多いことを我々は学んできた。たとえば、改革派が議論の根拠としたような「集団としての世界」に時として立ちあがかる領土国家、主権概念

- 14

1932. Borchard Papers, box 1, folder 14.

¹¹¹ Baý, "Prize Law and Modern Conditions," *Ajlh*, 26 (October 1931): 625-41.

¹¹¹ Batty, *The Canons of International Law* (London: John Murry, 1930), vii, 28-9.

Baty to Borchard, March 27, 1932.

二四 篠原『戦争の法から平和の法へ』一一五二頁参照。

144 Batty to Borchard, March 23, 1938, Borchard to Moore, April 9,

1938, Borchard Papers, box 9, folder 110.

118 Borchard to Green Hackworth, November 17, 1941, Borchard

Papers, box 3, folder 52. 国務省において伝統派の影響が強かったとは必ずしもいえず、極東部などは改革派の影響が強かったと思われる。

この頃、ボーチャードは別の手紙で以下のようにも記している。「(中

略)今や、国務省はクインシー・ライト学派が支配している」。

¹¹² Batty "The Friend of International Law," 411-33 (October 1906); Widdell 22; Aspin, Ditchman's report, box 101, volume 1.

1939): 653-64.

Hans J. Morgenthau, "Positivism, Functionalism, and

International Law," *AMJL* 34 (April 1940): 260-84, footnote #22.

¹¹² Manley O. Hudson to Borchard, January 20, 1942, Papers of

Manley O. Hudson, Harvard Law

「トマス・ペイティ博士（一八六九—一九五四）と国際私法——ペイティ理論再評價の手懸かりを求めて——」

火場準一

故人の足跡を辿ろうとするとき、知られることの比較的少ない部分に関心をもつ奇人が、一人や二人は居るものである。本稿の筆者も、恐らくその仲間には違いない。ここで取り上げたいのは、博士の国際私法との関わり具合である。

博士が「独り日本に……」との感慨を持たざるを得ない状況に巻き込まれる契機は、その学識を見込んだ日本政府の思入れであつたろう。その招きに応えて日本に赴任する前年、一九一四年に、彼は一冊の著書を公にしていた。題して“Polarized Law”と云ふ。フレデリック・ポロックに“Only students of mathematical physics will understand the title,”と評せしめた極めてユニークなタイトルである。その副題まで読み進んで初めて、人はそれが国際私法に関する著作であることを、知ることになる。しかし、本人にとつて、この表題の選択は、いわば哲学的な必然でもあつたようである。本書の序文から、そのまゝの文章を引用しておこう。

"I have ventured to call the book by what many will consider a fanciful name. The admitted difficulty of finding a really descriptive title for this branch of law, and

one which will be accepted by all schools of thought as involving nothing inconsistent with their conceptions of the science, may perhaps justify this course. The analogy of the mathematical conception of polarity, according to which a single element may have constantly varying moments, according as it is referred to one "pole" or another, appears to be very applicable to the system in which one relation may have an indefinite number of jurat reflections, according as it is referred to one or another body of law.

Other descriptive names which suggest themselves are on the whole less completely satisfactory. "Interlocking Laws"—"The Harmonizations of Law"—"The Correlations of Law"—might be equally applicable to treatises on the Theory of Legislation. It is difficult, in two words, to convey the subject of our science quite so completely and accurately as in "Polarized Law."

いかにも自信あふれる宣言である。けれども、この国際私法の本質論の反映とも言うべき部分について、その理論自体の内容を直接の対象とした解説や論証を試みた詳細な記述を、本文中に見いだすことは難しい。敢えて言えば、ある特定の問題の処理に関し、これこそ“polarity theory”であると著者

本人が称している部分がそれに当たろうか。残念ながら、このような個性的な観念によって国際私法という法律を捉えようとするこの是非が、当時の英国法学界で直接の話題となることは、殆ど無かつたようである。では、より一般的に、本書が如何なる評価を受けていたのか、この点を探ってみよう。

英国国際私法の門外漢にとって、当時における英国国際私法学界の実情に迫る一つの手がかりは、フォスターによる概説を参照することであろうか。ハーグ・アカデミーでの英国国際私法に関する連続講演ではあるが、彼の依拠した英国文献のリストの中には、ベイティ博士の本書を見いだせない。博士のものとしては唯一つ、論文が参考資料に挙げられている。しかし、それは国際私法とは直接の関わりのない、国際法上のいわゆる承認理論に關係するものである。

より丁寧な紹介は、欧州の学界事情にも造詣の深かった米国の国際私法学者ジョゼフ・ヘンリー・ピールによって、書かれている。米国抵触法論の世界の中で記念碑的な超大著と目される *A Treatise on the Conflict of Laws* 3 vols (1935) の第一巻は *General Bibliography* を収めている。総計九五頁にわたる網羅的な文献目録であるが、その中にベイティ博士

の本書が掲げられており、すでに二編の書評のあることが指摘されている(同書 *xxxiii*)。それによると、本書に対する最初の書評は、ピール自身がハーヴァード・ロー・レビューの一九一四年一月号に執筆したもののようである。同誌の書評欄半頁を少々超えた程度の、短い紹介記事である。ベイティ博士の論法の巧妙さ鋭さ的確さを讃える一方で、あえてポラライズド等という新奇・特異な概念での捉え方をするまでもなく、より平易簡明な方法のあり得ることを示唆する一句の存在を認めることも出来て、面白い。評論である以上、内容についての評価に賛否両論のあるのは当然であるが、ピールの関心はむしろ、本書の付録に納められたハーグ国際私法諸条約の英語訳の方に、向いているような印象を否めない。信頼に足る英語訳を得て、欧州の優秀な諸学者達の思想と努力のたまものであるハーグの諸条約が、米英の法曹にとって身近になったことを喜ぶ響きが伝わって来る。

本国イギリスでの書評はやや遅れ、必ずしも国際私法の専門家ではないボロックが、ロー・クォーターリー・レビューの一九一五年一月号に著している。この場合は書評欄の二頁にわたり、ピールのものより約四倍の紙面が充てられている。その分、内容的な紹介も詳しく、賛否の実質的な理由も判り易い。ベイティ博士の国際私法国家法説、属人法決定基準の

住所法説、反致否定説、これらについて結論に賛同しはするものの、その論拠に必ずしも同調することはない。また、英国先例の誤読・誤解や微細な誤植には、誠に厳しい指摘がある。さらに、ピールが好意を以て迎えていたハーグ国際私法關係諸条約の英語訳に關しても、英米はそれらの加盟国ではないことを理由に、両国の法曹が日常実務的な関心を示すことを期待できない、こう切り捨てている。

では、ベイティ博士があれほどまでに熱意を込めて序文を書いた「ポラライズド・ロー」を、英国の国際私法専攻者達は、どのように受けとめていたのだろうか。当学界の事情を概観してみよう。

本書出版当時、英国の国際私法に關する最高の權威ある著書として広く認められていたのは、恐らく A. V. ダイシイの「抵触法論」であろう。本書には、抵触法に關する文献の目録が用意されている。「ポラライズド・ロー」公刊後の第三版に、ダイシイの改訂者であったキースは同書を参考文献に追加した。その後のモリスらによる改訂増補(一九四八年第六版、一九五八年第七版)以降では、編集方針が変更され、参考文献のリストに載せるのを同書中に引用されているものに限ることとなったため、ベイティ博士の著書はリストから削除されるに到っている。

前述の改訂(第三版)と同時期に英国において相次いで出版

された、ヴォルフ(一九四五年)、シュミットホフ(一九四八年)、グレイヴソン(一九四八年)等による中型の体系書には、ベイティの著書への言及が見えたりしない。

他方、ダイシイの次世代の權威として定評のあるチェンヤ一の「抵触法論」では、その一九三五年第一版から今日の最新版に至るまで、一貫してベイティ博士の見解が引用されている。国際私法という法律は、涉外的要素を含む事案の処理に当たって一國が任意に選択した当該國のルールであるとする意見、つまり国際私法が国家法であるとする立場であるが(Baty, *op. cit.*, p. 148) これはそれぞれ初版および第二版の七頁、第五版の五頁、第六版の六頁、第九版の五頁、第十版の五頁、およびフォウセツトが改訂に加わった第十一版の五頁に引用されている。また、抵触法によって準拠法として指定されるのは、当該國のいわゆる実質法であつて其の國の抵触法を含まないこととする見解(Baty, *op. cit.*, p. 116) についても、初版(一三三頁)、第二版(四八頁)、第五版(六五頁)、第六版(六二頁)、第九版(五九頁)、第十版(六〇頁)、第十一版(五九頁)、に引用がある。

この「抵触法論」に付けられている *Selected Bibliography* において、ベイティ博士の「ポラライズド・ロー」が、少なくともそのノースによる改訂を経た第九版(一九七四)にも掲げられていた(*lxxvii*)。同様の扱いは、第十版(*lxxxiii*)、

第十一版(三)と継続されていたが、より最近のフォウセツトによる一九九二年の第十二版では、それが削除になっている。ただし、国際私法の国家的性質、および抵触規定の指定対象(実質法)についての見解の引用は相変わらず、本文中に維持されていることが注目される(同版五頁、六〇頁)。^三ダイシイの改訂者であるモリスの原著は「ボラライズド・ロー」を当初から参考図書として掲示しておらず、また、ベイティ博士の所説の引用は本文中にも見あたらない。スコットランドのアントンの場合も、同様である。^四

ベイティ博士が批判の対象としたウエストレイクの場合は、博士の著書出版後の最初の改訂である、ベントウイチの手を経た一九二五年第六版でも、それらの中に博士の主張への反論はもとより、何らの言及も見い出せない。^五

比較法的な国際私法研究の盛んな、例えばフランスやドイツに目を移してみよう。それらの国の国際私法に関する書物において、この分野における英国の権威的著書として、ダイシイはもちろん、ウエストレイクやフットが挙げられることはある。けれども、ベイティ博士の著書を掲げることではないようである。^六

米国で一九六二年に公刊されたエーレンツワイクの大著では、参考文献の中に、このベイティ博士の「ボラライズド・ロー」が挙げられているのみならず、二カ所において(三八

究であって、この著書には、ベイティ博士の日本法の研究成果が参照されているからである。日本人の在外婚の方式に関する論文などである。^七しかし、当時の日本法の実情に対する理解において、エーレンツワイクらは、ベイティ博士とは異なる結論に達している。そのほとんどは、ベイティ博士による日本の通説や判例・法令の理解の誤りを、指摘するものである。博士は日本の実情を正確に伝えていない、エーレンツワイクらの結論は、こうであった。^八

ところが、エーレンツワイクらによる引用には、疑問を禁じ得ないところがあるのを見逃しなさい。同書巻末の文献目録に依れば、同書の特定の箇所にはベイティ博士の「ボラライズド・ロー」の引用がある、こう明示されている。確かに、当該の箇所には、博士の著書が引用されている。けれども、同書の引用された箇所に、該当する記述は存在しない。こうした不可解なことが、「ボラライズド・ロー」に関する全ての引用について、確認できるからである。^九もともとベイティ博士の「ボラライズド・ロー」には、日本法に関する記述は無いのである。にもかかわらず、日本法の議論に関し同書を引用するとは、一体どのような趣旨からであったのか、理解に苦しむところである。恐らく、引用の対象とすべき文献の表示を取り違えているのではなからうか、こうした疑問を感じている。しかし残念ながら、このエーレンツワイクらによ

二、および四四三頁)博士の見解に触れられていることを認め得る。^{一〇}

英本国および欧米におけるベイティ理論の受け取り方は、上記の通りである。

確かに、それは広く一般的に受け容れられているとは、言い難い。他方、その存在自体が広く一般的に知られているとも、言えないのである。その意味では、知る人ぞ知る、このような状況と言えるであろうか。

さて、日本における状況である。法例の制定後から太平洋戦争終結時までの日本における国際私法の研究に際し、ベイティ博士の著作が何らかの学問的影響を及ぼしたと思われる形跡は、認められない。^{一一}また、「ボラライズド・ロー」の公刊後、日本において発刊された国際私法の体系書で、かつ外国文献の引用の多いものの中に、ベイティ博士の足跡を探しても、何も見付かりそうもない。^{一二}たまたま筆者は、山口弘一博士が私蔵していたことを確認できる「ボラライズド・ロー」の原本を参照しつつ本稿を書いているが、博士が同書を丹念に読んだ痕跡は、残念ながら見出し得ていない。

そこで、興味ある手がかりとして、エーレンツワイクおよび池原の両教授がジェンセン氏と共に著した「日米国際私法」を取り上げてみる。本書は日米関係に特化した国際私法の研

引用の間違ひあるいは表示の不正確さに関する、疑問を解明する確実な手がかりを、現段階では未だ掴めていない。この点の究明は、今後の課題の一つであろう。

より広く日本法に対する博士の貢献を探索して行くと、日本法令の英語による翻訳に関わっていたことが明らかとなる。国際私法学者・山田三良教授を中心とした翻訳委員会によって、当時改正された日本商法が英訳されている。^{一三}一つは日本の国際連盟協会法典英訳委員会によるものであり^{一四}、他は司法省の法典英訳委員会の作業である^{一五}。そのいずれにおいても、ベイティ博士は委員の一人として参加していることを確認できる。こうした事実が、博士が他の法令、とりわけ国際私法との関わりが深い「法例」の英訳に、どのように関わっていたか、この点の一層の調査・検討が必要であることを示唆していると、言えるであろう。

以上、ベイティ博士と国際私法との関わり具合の如何を確かめる手懸かりを、探ってみた。極めて不十分な調査ながら、その結果からすでに少なくとも二つのことが確認できる。博士が熱意を込めて主張していた国際私法の本質にかかると「ボラリティ理論」が、同学の士によって正面から取り上げられ、その理論としての妥当性や実効性について深く検証を受けた

形跡はない。次に多く聞かれたのは、英国および日本の実定法の解釈・適用に関する議論の中で、博士による実態認識の客観性に対する疑問である。博士の業績の再評価に当たり、検討を不可欠とする、いずれも重要な課題である。

後者の問題に関してはともかく、前者の理論的妥当性の評価は容易でない。博士の「ポラリティ理論」そのものは、決して純粹の数学に関する理論ではない。あくまでも、国際私法あるいは抵触法の性質についての、理論的説明の一方法に過ぎないのである。それは一種の「たとえなし」なのである。その意味では、この理論は純理論的な整合性や妥当性によつて評価さるべき対象になりうるのか、疑わしい。そのような「理論体系」あるいは一つの「公理系」ではないのである。むしろ、国際私法の専門家達や法曹一般に対する説得力の如何こそ、その「理論」の可否の判定基準とならねばならない類のものである。さらに悩ましいのは、数学の世界においても、この「ポラリティ」という概念が必ずしも一義的にのみ慣用されている訳ではないと、観られるところである。

どの局面で、いかなる次元での操作手段として、この概念を援用しようとしているかによつて、現象の捉え方自体に重要な差異があるように、思われるからである。このことは、「比喩的理論」としての妥当性を評価する場合、どのように考慮しておくべきか、慎重な検討を欠かせない。たとえば、博

士が数学からの「アナロジー」を構想したとき、その類推の根拠として選択した、その特定の「ポラリティ」とは如何なるものであつたのか、この点の厳密な確認を怠るわけにはゆかないからである。博士の「ポラリティ理論」についての正面からの評価が、これまで聞こえなかった事情の背景には、こうした前提問題を処理しておくことの困難さへの評者の認識が、すでに内在していたかも知れない、このように思われる。

さらに悩ましいことが、もう一つある。それはベイティ博士の論調である。その如何は、冷静で知的な意見の交換や評価を阻害する要因とも、なりかねないからである。「著者のスタイルは、ダラけて退屈なところは減多になく、衝動的なことも屢々であつて、バーナード・ショウのそれに似通っている。まことに面白い読み物であること、言うまでもない。」¹⁾けれども「およそ学術的な文章には付随している筈のある種の形式性を欠いており、論旨の構成にも無理があつて、その展開に脈絡がない。また、ウエストレイクへの態度も、批判以外には何もなく、反抗的ですらある。」「²⁾そうした論調は、「社会的に既に出来上がっている風習を打ち破ることは、いつでも快楽の源泉である。」³⁾とする博士自身の基本的な姿勢に起因するであらう。「現今の風潮は、あらゆることを歴史的に取り扱うというものである。だから、自分は敢えてその

類のことは一切しない心算である。」⁴⁾ 国際私法に関する諸問題の検討に当たり、その歴史についての論及を省く申し訳に、こゝも述べる。これに対して、「歴史的方法は、ことに国際私法の学徒にとつて、現代の法理を正確に認識するために不可欠なものである」といふ批判が聞こえてくるのは、常識であらう。議論が重要なところをすれ違つてへる感を否めない。

以上の通り、ベイティ博士の「問題作」の再評価には、残された検討課題が数多く、この小稿において結論を纏めるのは難しい。しかし、少なくともその際の狙い処の見極めだけでも出来たのであれば、幸いである。

¹⁾ Polarized Law (with an English translation of the Hague Conventions on Private International Law), Three Lectures on Conflict of Law, delivered at the University of London, Stevens and Haynes, London, 1914. 本書は一九八七年に英国および米国で復刻版が刊行された。Legal Reprint Series, Sweet & Maxwell Ltd, London; Fred B. Rothman & Co., Littleton, Colorado.

²⁾ Frederick Pollock, 31 L.Q.R. 106 (1915). 「俗な意味に解すれば、この本の表題は厳密な冷たさを覚えずに、暗に準備しているのは地理ではなく、数学なのだ。」別の評者は、この書について、Arthur K. Kuhn, 9 A.J.L.L. 281 (1915). ホーラーの響きが北極星や極地の探検を、想ひあふれるものか。

³⁾ Preface, Polarized Law at vi.

⁴⁾ Polarized Law at 29. 渉外的な事案における個人の身分・能力の規制に関し、個人の特定標準などを検討している。その論議の過程で、

“different polarities” “English polarity” “idea of polarity” という語句を使用している。「数学的な語句を用いて言つたならば」と断りながらいふ。

⁵⁾ J. Foster, “Les doctrines anglaises sur droit international privé”, 65 Recueil des Cours 1938-III, 395 et seq.

⁶⁾ T. B. S. called “de facto” Recognition, 31 Yale L.J. 469-488 (1922). この論文では、執筆者の身分がロンドン・インナー・テンプル所属のバリスタとなつてゐる。

⁷⁾ J. H. Beale, 28 Harv. L. Rev. 117 (Nov. 1914).

ハーバードの国際私法関係諸条約は、一九六五年に至るまで、フランス語だけを正文としてつたのである。なお、ベイティ博士がその著書に収めているハーバード国際私法条約は、次の六編である。婚姻の成立・離婚、婚姻の効力、禁治産、民事訴訟手続、これらに関する五編の一九〇五年条約、および一九〇二年の後見に関する一編の条約である。Polarized Law, 177-201.

興味深いのは、あの詳細なビールの文献紹介に、ある米誌に公表された著者の「第三の、書評のあることが漏れている」といふことである。先の注(1)で触れた記事である。A. K. Kuhn, 9 A.J.L.L. 281-83 (1915).

⁸⁾ 31 L.Q.R. 106-107 (1915). ホーラーは先づ「ベイティ博士の著書は、商事法に関する研究書を著つた。」T. B. S. Sir Frederick Pollock and others, The Commercial Law of Great Britain and Ireland, 2 vols. 1913.

この「厳格」は、先に引用したクーンによる次のような趣旨の指摘である。「著者ベイティは、ハーバードの国際私法条約を全文完訳したのは自分が最初だ、この信じてと言ふ。それらに関する詳細な論議のうち英語で読めるものは、ほとんど書かれない。けれども、評者(クーン)の完訳を付録に納め、すなわち一九〇一年も前に公表してゐるのだ。」「ベイティの「植民地法および外国法注釈大全」の新版でも、それら諸条約が十分に検討されており、米英の法学雑誌上には多数の関係論文が

「回想」

澤田 壽夫

私は直接 Baby さんを知っていたとはいえず、それは子供の頃、それも幼児であつたのですから、知っていたというよりも見ていたというに過ぎないものでした。その幼児が年を経たからといって、Baby さんの「回想」というような立派な題の話を到底できるわけではないでしょう。つまり、私は自分で Baby さんのことを色々お話しするだけのものは持ち合わせていません。むしろ、その昔 Baby さんを日本に招聘するにあたって若干のお手伝いを致しました父と、Baby さんとの間にこそ、そうしたお話をするだけの交流があつたのです。その父が残した回想録に Baby さんについて触れているところがございまして、まず、自分に代わって父に話してもらおうかと思ひます。

「明治外交の主役を演じた小村外相の顧問で、小村外交の陰の人と自他ともに許した米国人デニソン氏は私のロンドン勤務中に長逝した。外務省ではその後任として英米人から適当な人物を得たく、ロンドンの大使館にも適任者を推薦するよう訓令を出した。一等書記官吉田伊三郎氏は元来法律に詳しく、英国法曹界に知己を持っていたので、大

使の命を受けて適任者探しを始めた。そのお蔭でオックスフォードの国際法フェローだったトマス・ベイティ博士が候補者として浮かびあがつてきた。幣原参事官は本省で多年デニソン氏を補佐しておられたので、大使とともにベイティ博士を引見され、結局本省に同氏を推挙することになった。ワシントンの大使館でも元国務次官の某氏を推薦したらしいが、審議の結果ベイティ博士が採用されることになった。それ以来博士はたびたび大使館に来られるようになって、私も博士と近づくようになった。

私がロンドンから帰国して電信課長になると、大臣名で發送する英語公文を起草することも多く、たびたびベイティ博士にその校訂をお願いした。それに同博士の公邸が外務省裏門の近くにあり、私は構内の官舎に住まつたので、往復を重ねるのに便利であつた。」(澤田節蔵著・澤田壽夫編『澤田節蔵回想録——外交官の生涯』(有斐閣、一九八五年)五六頁。)

また、父と Baby 博士との往復は、そして私が子供ながらに見上げた Baby 博士のお姿が記憶に残っておりするのは、一九三八年から数年の間のことでした。それから、敗戦後、私も一家は鎌倉のあばら家に移り住みましたけれども、その時も父と Baby 博士とはかなり頻りに文通をしていました。

内容は特に法律的なもので政治的なものでもなかったかと思われませんが、それはわかりません。Baby さんのお手紙は、

手書きで、それも大変細かい字でびっしりと書かれていました。その頃、私が理解するのは日本語とフランス語であり英語はできませんでしたが、仮に英語を解したとしても読みやすいものではないだろう、そういう字でした。古い付き合いの父は慣れたもので、すぐに読んでは返事を書いておりましたが、いずれにせよ、そうした独特の難しい細かい字でびっしりと書かれる、そこに、今となつては私の窺い知れない性格といったものが出ていたのかも知れません。

私は子供の頃、家にお見えになつていた外国人の方々を、子供ながらに、この種類の方・あの種類の方、と分類していました。その中によくお見えの、Baby さんと Gilbert Bowles さんというお二人が、私の子供の頭の中では同じグループに入っていました。Baby さんは英国人で、Bowles さんは米国人、そして Baby さんは法学者であり、Bowles さんはクエーカーの熱心な宣教師として日本におけるクエーカーの教育に身を捧げた方でありました。そうしたお二人の共通しているところは何かといいますと、ほっそりと背が高く、目を細めて小さな私を高いところから見下ろして静かにお話くださる優しいおじいちゃん、といったその雰囲気でした。どちらかというと、おしやれということからは程遠く無頓着でいらっ

しやるどころも、同じでいらつしやいました。

私の子供ながらに受けていた印象を離れて Baby さんと Bowles さんに共通するところ、それは、長年日本のために一生懸命尽くされたということ、そして、お二人とも今青山墓地に眠っておられるということです。また父のことを申すのは恐縮ですが、お二人に併せて父の姿を加えて頂けるとすれば、そこにまた共通することは、平和主義ということかと思ひます。Baby さんの平和主義というのは独特な平和主義で、単に pacifism ではなく、そこに feminism の要素が入った feminism pacifism というべきものでしょう。私の父に關しましては、学生時代に Bowles 氏の薫陶を受けて早くからクエーカーになつていたこと、そして長い外務省の在任中も、公務員の立場でよくし得たと思われるような平和運動に携わつていたことが思ひ合われます。

父は三回、軍と激しく対立しました。その第一回目は、国際連盟脱退のときでした。父は、日本が孤児になつてしまふと言つて、ジュネーヴで、一人、最後まで脱退反対をしました。そこには何か pacifism のような考えがあつたのかもしれない。後に参議院議長になられた佐藤尚武大使はその時のことを振り返り、あなたのお父さんは本当にエライ頑張つたよ、といわれました。しかし、これが軍との非常に激しい対立の最初であり、国際連盟脱退後、父はブラジルで四年間を

過すことになりました。戦後出版された外交史関係の書物には父のことに触れまして、「昭和になってからのブラジル大使を列挙すると、有吉明、林久治郎、澤田節蔵、桑島主計、石射猪太郎となる。……たしかにブラジルは南米の大国である。……だからこれら各氏のブラジル行きは、建前としては「左遷」ではなかった。だが、このような軍と対立した外交官たちの連続ブラジル大使を、単なる偶然とばかりみるわけにはいかない。」と書いてあります。（大村立三著『日本の外交家三〇〇人の人脈』（一九七四年、一四四頁））

ブラジルから帰って参りました時に、今度は父と軍との第二の対立が始まりました。それは、三国同盟、すなわち、フアシスト・イタリア、ナチス・ドイツとの同盟ということに對して、父がなりふり構わず強烈な反対を致しましたことです。父は、毎晩外務省での会議で帰宅が遅くなっていました。その頃始めて相当な年齢になりながら、お酒をかなり飲んでいました。第三の、最後の対立というのは一九四五年日本の敗戦も近く、政府としてソ連を終戦の仲介に頼もうという案が出ていた時のことです。その頃内閣顧問であった父は、「ソ連はそうのように動いてくれるはずがない。どこかに仲介を頼むならローマ法皇庁、ヴァチカンに頼め。」といって大反対したのでした。

父がBatyさんと頻繁にお会いしていたのは、この第二の

対立の時代、つまり父が三国同盟反対の声を上げていた時であります。その頃、私どもの家には色々な方が来られて、小さい私の頭を撫でたり可愛がって下さいました。家に一番近いところにお住まいだった、父の外務省の先輩、かつてのラシンング・石井協定で名を残されている、石井菊次郎子爵の堂々たるお姿は、子供ながらに頭に焼き付いて忘れられませんでした。石井さんは、私たち一家も猛火のなかを逃げまわった一九四五年五月二五日の東京大空襲の中で行方不明になられて、ご遺体も分からない形でこの世を去られましたけれども、懐かしい方でありました。また、しばしば父を訪ねて話し込んでおられた中に、広田弘毅さんがいらつしやいました。広田さんはもう少し遠いところにお住まいでしたけれども、ずいぶん長いこと座り込んで話していかれました。子供の私としては、内容は知る由もありません。Batyさんは、そういう中でぼつぼつとおいでのになつては、私と暖かい柔らかな手で握手してくださつて、あがりこんで父と話していかれました。けれども、その内容はおそらく、石井さんと広田さんの話とは違い、なにかもつと明るい話であつたのではないかと、態度や話が漏れてくる雰囲気から感じました。しかし、そういう時代はまた、父がしばしば憲兵―特別高等警察の尋問を受ける時代であつて、私の心の中に暗い影として残っております。

そうした幼少期を経て、その後、私は法律を勉強することになったわけではありますが、これはBatyさん又はどなたかの影響を受けたわけではなく、いわば成り行きで始めたのであります。日本の学部で法学を学ませた後、大使であつた父やアメリカで勉強をした兄、そうした中で自分はそれまで外国を見たこともなかったのでは非行してみたいと思い、アメリカに参りました。一九五九年、カリフォルニアの山中で労働者と共に過した肉体労働の生活を打ち切りまして、東へ―それはその後お世話になったPhilip Jessup先生、Oliver Lissitzyn先生のつくつて下さるが―貧しいバスの旅を始めました。その途中で、オハイオ州のトリニに立寄りました時、泊めて下さった美術の先生が、このまちには国際法の大家がいるから会つてきなさいといつて下さるお訪ねしたのは、Josef Kunz教授でありました。Kunz教授は当時、Manley O. Hudson教授、それからPhilip Jessup先生等と共にAmerican Journal of International LawのEditorial Boardの一員でいらつしやりました。

Kunz教授からは、非常に静かな夜、色々と、これからアメリカの地で国際法をやつていく上での心がけについてお言葉を頂きました。話をしているうちに、Thomas Batyさんに会つたことあるかと聞かれて、ありました。それは小さな子供の頃でしたと申し上げると、次に、International

Law in Twilightという書物があるが、これを読んだかと聞かれました。実のところ、私はその本を読んだ、とはいえず見たという程度でした。一九五〇年代に丸善から出されたこの書物はかなり難解な本で、今でも読んでさつと理解できるものではなく、ましてや当時はわかるはずがありませんでした。そこにはBatyさんの歴史・文学、その他当時の英国のOxford・Cambridgeに行った人達を裏づける教養がはつきりと示され、そういう背景を持つて読まれるべき難解な書物です。

そのInternational Law in Twilightを前にしながら、Kunz先生はどんな涙を流されました。あまりに悲しさを表されたために、そのときは、何がそう悲しいのかを聞けませんでした。それはBatyさんが英国に帰れなかった一連の状況についてかもしれない。あるいは本の内容についてもっと議論したかったのにこれで終わったのかということかもしれないけれど、今でもそれはわかりません。ただ、今回、International Law in Twilightや他の論文等も読み返して、私の心に深く残りましたのは、Kunz先生はtragicと表現されましたが、戦争をするものではないというメッセージでした。また思ひましたのは、Batyさんは古いとか新しいとか一口に言える方ではないということでした。時に後の人々は、こういう学派とかあいつの学派とか、先進的である

とか保守的であるというふうに、先人を分類します。これは分類学上必要なのかもしれませんが、特に Bay さんについては、大変新しい人であるとか古い人であるとかいう言い方はできないと感じます。

最後に、そうして Bay さんのものを読み直す中で、今日的な意味をも持っていると思われる passage を紹介して終わりとさせて頂きます。これは、第二次世界大戦の末期、連合国がイタリアに入った頃に発表した宣言について、書かれたものです。

"There it was expressly proclaimed that the liberated nations could have any government they liked 'except Racism.' Obviously that was a departure from the admired Wilsonian principle of self-determination. It was a repudiation of the ground plan on which the Law of Nations had been built up since the Wars of Religion had demonstrated the folly of trying to make all people think alike."

-Thomas Baty, *International Law in Twilight*, 1954, Maruzen, p. 270.

「玉子のライスカレー」

薄井 恭一

ベイティ博士は当時四十七歳、七十五歳の母堂とその愛猫一匹、四歳下の信仰心篤き妹と、大正五年（一九一六）、神戸に着いた。スエズは未だで喜望峯廻り二ヶ月の旅だった。

博士の待遇は丁重を極め、総理大臣の月給が九百円の時、二千五百円。官舎つきだった。

昭和十二年（一九三七）、丁丑の歳の十二月の夜、敵の首都南京陥落を祝う提灯行列の晩、霞ヶ関離宮近くの官舎の明るい玄関に立って、提灯を振っておいでベイティ博士を、何故それとすぐ判ったのだろうと、前号に書いたが、私はその歳の夏を、信州軽井沢で過ごし、殆ど毎日、お眼に掛っていたのを全く忘れていた。

ベイティ家に遠くない、イギリス人の別荘を、そう、あれは幾らぐらいで借りたのか……。

六月半ばから九月半ばまでの三ヶ月というのが一単位で、二百円か三百円位だったろう。

午後三時過ぎから、庭の芝生で開かれる茶会に、毎日のよ

うに招かれた。借りていた別荘は、ベイティ家から、歩いて四、五分である。

最初がどうだったのか覚えが無い。軽井沢には、学校友達も乗馬クラブの友達も多かったから、ベイティ家に親しい家もあったのだろう。いつも七、八人の客があった。

紅茶は確かに抜群においしかったが、出るのは、薄いパンのトースト（ブレンドンバター Bread & butter）だけが、時に胡瓜のサンドウィッチが出るだけである。

十六、七だった私は、甚だ不満で、近くの三笠ホテルのアップルパイや、通りの佐藤ベーカリーの焼くケーキを持って行った。

令妹のアンさん（Miss Anne Baty）は愛想の良い可愛らしい人で、

「日本に参りまして、三十六年になりますものネ……」と仰有ったのを覚えている。

上流のキレイな日本語で、来日してから我々の齢の倍以上になるのだから、板についているのも当然だと思った覚えがある。博士は口数の多くない方で、茶の席でも、何か読んだり書いたりなさっていた印象だ。ベイティさんの日本語は女性の話し言葉だったそう。アンさんを令妹と知っていたか、甚だ疑問だ。一緒に住んでいる夫人と理解していたのだろう。

その頃、私が心を奪われていたのは、一冊のコドモの本で、四、五センチの厚さ。ピカピカの厚表紙で『ワンダーブック・オブ・モーターズ』というのだ。一九一〇から二〇ぐらいの出版ではないか。今でも欲しいと思っている。この本のお蔭で、クルマ好きになったのは確かだ。折込みの色刷り一杯に、クルマのラディエーターマークが並んでいるのだ。中央の右にロールス・ロイス、左にエスエス・ジャガー（英人はジャギアと発音する）Sの字が二つロールスと同じ様に重なっていて、上にストレイカー、下にスクワイヤーズとあるのだ。キヤデラック、ビュイック、三角のバドスン、六角のエセックスなどアメリカ車のも無論載っていたと記憶する。

両方の大きなヘッドライトを外して、空の柱を例のギリシヤ神殿型のラディエーターの両横に立て、岩石のゴツゴツした処を昇る「湖水地方を行くRR」と題した写真もあった。

この『ワンダーブック』というのは、シリーズで、アニマルズ、フラワーズなど十数冊あったと思う。三円ほどで「丸善」で買った。なにしろコドモ向けの本だから、字も大きいし、スラスラ読める。『獣類』がおもしろかった。

去る四月九日（金）の午後二時から、東大の山上会議室で開かれる「ベイティ博士没後五十年を偲ぶ会」の実行委員長・

村瀬上智大学教授と連絡もとれ、

「どうぞおいで下さい。あとの宴会にもご出席下さい」というファックスを戴く。

ウチから東大まで一時間半と踏んで、余裕をとったつもりで出かけたのだが、これが誤算で、赤門についたのが午後二時だった。

受付で会費を払うと、カンハツを入れず、村瀬教授捺印のウケトリが来た。進行予定通り、マーティン・ゴオノオルさん（Mr. Martin Gornall）がマイクを握っておいでの演壇近くに案内される。演壇に深々と礼をして着席、氏も軽く低頭なさる。

静かに拝聴していると、時々判る単語もある。レイク・チュウゼンジなどと聞えると安心する。十分間の休憩になる。遠くから仔細を心配気に見守って居られた主催者・村瀬信也教授に初対面の挨拶をする。

東京倶楽部の中村（泰夫）顧問が、大きな封筒をくれる。

一九二五年すなわち大正十四年四月二十日、東京倶楽部で開かれた劍橋牛津会（オックス・ブリッジ・クラブ）の秩父宮殿下の英吉利留学ご送別会の集会写真のコピーで、この席で、英国から来た人々に渡すべきものであった。

エリオット英国大使と並んで秩父宮殿下、最後列の端に、ベイティ博士の顔がある。

時はどんどん過ぎて、食堂におけるレセプションが始まる。日英の人たちが次々に喋る。英国人らしい老婦人が隣席に来て話しかける。聞いている内に、だんだん判って来た。ベイティ令妹アンのカズン（従姉妹）の娘か孫にあたる方らしい。

赤ワインの故で、少しは口も利けるようになった。私は二度イギリスに行った。最初は女皇のシルヴァジュビリーの時であると言うと、「あゝ、一九七七年ですね」と言う。わが昭和五十二年、丁巳で、私の還暦退社の年である。

二度目はつい四、五年前、先ずエディンバラに降りて、そこから仲間とヒュウジ・バスに乗って、湖水地方（Lake district）と下って、ロンドンに戻った、と言うと、「オオ！ そのあなた方の巨大バスの越えた北イングランドの山脈カンバーランド、その近くのスタンウィクスこそが彼の故郷なのです。どんなにか其処に帰りたいと思いつづけていたことか。しかし東京の英国大使館は祖国に対する反逆者と認めて旅券を出しません。どんなにか、残念でしたでしょう。」

村瀬教授がひとこと何でも喋れと、マイクを渡されたので、「ディーバーティに招かれたが、出るのはうすつぺらのトーストにキュウカンバア・サンドウィッチだけで・・・」と言ったらドツと笑い声が上がった。

博士は菜食主義者で協会の副会長だった。かつて八十歳の

誕生祝賀の席で立上がつて、「私はケダモノ・チキン・魚・虫は食べません」と仰有つてみんなを笑わせたが、考えれば、エビ（鰍）もカニ（蟹）も貝類（蛤・蜆・牡蠣）もみんな虫がついている。

お返しに食事に招くと、召上るのはいつも、茹で玉子を刻んだエッグカレーライスだったで、また大笑いされた。この席には、ベイティさんと、卓を供にした人はあまりいないようだった。

お開きになって、さきの米国大使だった柳井俊二さんが「ヤナイです」と手を差出されたので、「お父上にはよくして戴きました」と答えたが、「父はベイティさんとは懇意でしたらう、私はあつたことがあります、そう、北村大使も知らないでしょう」と仰有つた。

柳井さんの父上は高等師範付属中学のご出身で、福島慶子夫人の夫君の繁太郎氏、兄上の莊清彦氏、東大仏文の鈴木信太郎教授他と巨匠シドシエフのいたレストラン「花の木」で同級生交歓の写真を撮つたことがあるのだ。

「花の木」の二階に席を設けて、「お好きなものを召上つて下さい」と委せた。「フランス語でこれこれと言ってネ、勘定は私が持つからというのは、たいへん洒落た招待なのですヨ」と柳井さんが仰有つたのを覚えてる。

「おもしろいスピーチを・・・」と村瀬教授も江藤教授も喜んで下さった。

ゴオノオルさんも「おもしろかった」と大きな手を差出して下さった。私が喋った何がおもしろかったのか私は判らないでいる。

『味覚春秋』五月号「味覚春秋モンド・二〇〇四年」より。
出版社の許可を得て転載させて頂きました。



Professor Vaughan Lowe



Mr. Martin Gornall



Professor Hatsue Shinohara



Justice Toshihiro Nakajima



Professor Emeritus Tshio Sawada



Mr. Kyouichi Usui